令和7年度
税制改正 法人税関係について

法人税に関しては、新しく創設された税制措置と見直しされた重要な部分を主に記載させていただきます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

❶ 防衛特別法人税（仮称）の創設

- 基準法人税額※1から500万円を控除する
  （基準法人税額が500万円を超えない限り課税されない）
- 課税標準法人税額※2に対して4%の付加税として「防衛特別法人税（仮称）」を課税する

（基準法人税額－年500万円（基礎控除額））×4%－税額控除※3＝防衛特別法人税

※1　基準法人税額…所得の金額×法人税の税率で求めた法人税額のこと（外国税額控除等の税額控除適用前の金額）
※2　課税標準法人税額…基準法人税額から500万円控除した金額
※3　税額控除…外国税額控除、控除対象所得税額等相当額の控除等

❷ 背景と目的

- 日本の安全保障環境の変化に対応し、防衛力の抜本的な強化を図るための安定した財源を確保する目的
- 法人が社会的責任として、防衛費を支える仕組みを導入するための措置

❸ 適用時期

令和8年4月1日以降に開始する事業年度から全ての法人が課税対象となる

ポイント　現行税率では所得2,438万円を超える時点から影響がある

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長と見直し

❶ 適用期限…2年延長（令和7年4月1日～令和9年3月31日までに開始する事業年度）

❷ 改正内容

- 所得の金額が10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の税率を17%に引き上げる（現行15%）
- 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する

中小企業投資促進税制の延長

機械装置等の対象設備の取得や制作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除※が選択適用できる制度

※税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下の法人が対象

適用期限…2年延長（令和9年3月31日までに事業供用された資産に適用される）

中小企業経営強化税制の延長と見直し

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や制作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる制度

❶ 適用期限…2年延長（令和9年3月31日までに事業供用された資産に適用される）

❷ 改正ポイント

1. 売上100億円超を目指す中小企業に対する設備投資に関する税制上の措置を拡充
2. 対象設備に1,000万円以上の建物を追加（建物とあわせて取得する附属設備を含む）
   ただし、2.5%以上の賃上げなどが求められ、特別償却額、税額控除額は他の設備と算出方法が異なる

医療用機器等の特別償却の延長と見直し

対象設備取得の初年度において、普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度

適用期限…2年延長（令和9年3月31日までに事業供用された資産に適用される）

※高度な医療用機器に係る特別償却制度（取得価額500万円以上）では、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しも行われた

地域未来投資促進税制の延長と見直し

❶ 適用期限…3年延長（令和7年4月1日から令和10年3月31日までに事業供用された資産に適用される）

❷ 改正ポイント

1. 投資規模要件が1億円以上かつ前年度減価償却費の25%以上に変更
2. 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資するものが除外

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

適用期限…3年延長（令和10年3月31年までに支出される寄付について適用される）

高度な資源循環投資促進税制の創設

❶ 適用時期…施行日から令和10年3月31日までに事業供用された資産に適用される

❷ 適用対象者及び適用要件

1. 青色申告書を提出する法人
2. 対象資産を取得し、対象事業の用に供すること
3. 高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けること

❸ 対象資産…再資源化事業等高度化設備（環境大臣が財務大臣と協議して指定するもの）

1. 機械装置　2,000万円以上
2. 器具備品　200万円以上

❹ 税制措置…取得価額×35%の特別償却

現行の減税策の延長と見直しが多い中、「防衛特別法人税（仮称）」が令和8年4月1日から導入されます。
税負担が増える可能性がありますので重点的に紹介しました

記事担当　岡村 美由希